

の申告はお早めに！

【問合せ】町県民税 税務課 ☎63-2111 内線261～263
所得税など 小田原税務署 ☎35-4511 青色申告会 ☎24-2611

申告はお早めに

国税電子申告・納税システム(e-Tax)が便利です

国税の申告や納税、法定調書などの提出が、税務署に行かなくても、自宅やオフィスでできる便利なサービスです。

平成21年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次の利点があります。

- ①国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く。)を直接送信(提出)することができます。
- ②最高で5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年分から21年分のいずれか1回)
- ③源泉徴収票や医療費の領収書などの第三者作成書類の添付が省略できます。
- ④還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間程度へ短縮されます。

※詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp>

e-Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民の皆さんが安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出などの行政サービスを受けるために利用するものです。

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード(住基カード)を入手し、申請書などを提出して取得できます。(発行手数料:住基カードは500円、電子証明書は500円)

本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書をご持参ください。

【問合せ】住民課 内線321

税金セミナー「住宅取得と税金還付」

【日時】2月6日(土) 11:00～12:30

【会場】小田原市民会館6階会議室

【申込み】小田原青色申告会事業課(☎24-2614)へ
(予約制・参加無料)

所得税・事業税・住民税の申告相談会

【日時】2月10日(水) 13:30～16:00

【会場】役場第2庁舎3階会議室

【対象】所得税・事業税・住民税の申告をされる方
(譲渡所得のある方を除く。)

※申込みは不要です。

住宅借入金等特別控除は申告不要になります

平成11年から平成18年までに入居された方に対しては、税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除が適用されていましたが、地方税法の改正により、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。

この控除を受けるには、町への申告が必要でしたが、**新たな住宅ローン控除の創設に伴い、平成22年度分個人住民税からは町への申告は不要となります。**

保険料納付額証明書を送付しました

お支払いいただいた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告における社会保険料控除の対象となります。

平成21年中にお支払いの保険料の納付額証明書を1月下旬に郵送しましたので、確定申告などにご利用ください。

昨年までは、各保険料ごとにはがきサイズの証明書を郵送していましたが、今年からは1枚の用紙に記載しています。

【問合せ】住民課 内線325～327・介護課 内線342

障害者控除対象者の認定申請

障害者手帳などを取得していない「65歳以上の寝たきり老人などの方」(おおむね要介護4・5の方)でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」の対象となります。介護課で認定申請を受け付けています。

【問合せ】介護課 内線344

おむつ代の医療費控除証明書

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要となります。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方で、介護認定にかかる主治医意見書の内容で確認する事項に該当する方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、町が発行する証明書にて、おむつ代について医療費控除を受けることができます。

【問合せ】介護課 内線347